

【参考 1】 閣議決定

● 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年 1 2 月 2 3 日閣議決定） 3 1 頁

(11) 医師法（昭 23 法 201）、歯科医師法（昭 23 法 202）及び薬剤師法（昭 35 法 146）

医師法（6 条 3 項）、歯科医師法（6 条 3 項）及び薬剤師法（9 条）に基づく届出については、令和 4 年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

● 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 1 2 月 2 5 日閣議決定） 1 0 5 頁

52. 医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手続 ID
医師の氏名等の届出	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項	申請等	国民等	国（地方 経由）	47341
歯科医師の届出	歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項	申請等	国民等	国（地方 経由）	47659
薬剤師の届出	薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条	申請等	国民等	国（地方 経由）	51168

(2) 取組内容

(1) に記載した 3 手続については、地方公共団体の事務負担軽減に資するよう、2022 年度（令和 4 年度）の届出からのオンライン化に向けて検討する。

## 【参考2】参考条文

### 医師法（昭和23年法律第201号）（抄）

第6条（略）

2（略）

3 医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所（医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

### 歯科医師法（昭和23年法律第202号）（抄）

第6条（略）

2（略）

3 歯科医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所（歯科医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

### 薬剤師法（昭和35年法律第146号）（抄）

第9条 薬剤師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

### 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）（抄）

第33条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

### 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）（抄）

第6条（略）

2（略）

3 業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

### 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）（抄）

第6条（略）

2（略）

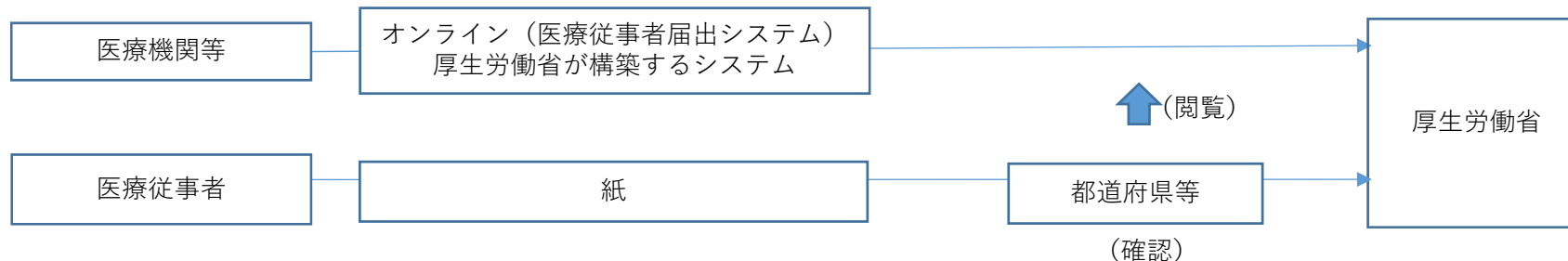
3 業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

## 医療従事者（※）届出のオンライン化について（案）

※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士

**【令和4年度】医療機関等からの届出は令和4年からオンライン化、医療従事者個人からの届出については、引き続き、保健所、都道府県経由で紙媒体を提出。**

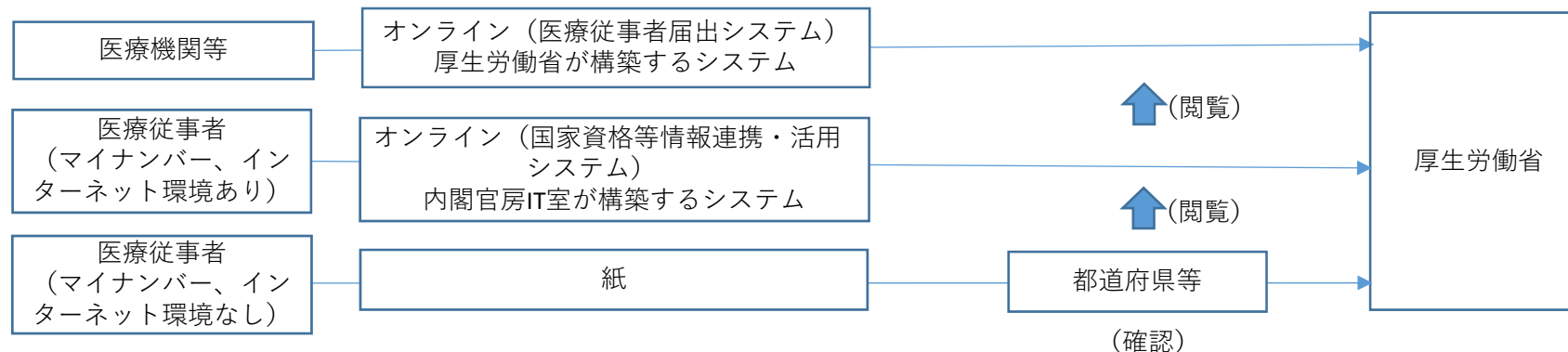
<届出情報の流れ（イメージ）>



※医師、歯科医師、薬剤師のみ国へ

**【令和6年度以降】医療機関等からの届出は引き続きオンライン。マイナンバーカードを有する者は国家資格等情報連携・活用システムを活用してオンライン化。マイナンバーカードを有さない者・インターネット環境がない者については、引き続き、保健所、都道府県経由で紙媒体を提出。**

<届出情報の流れ（イメージ）>



※医師、歯科医師、薬剤師のみ国へ

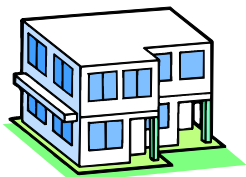
# 臨床研修プログラム実施体制について



## ○基幹型臨床研修病院

臨床研修全体の管理・責任を有する病院であって、他の病院等と共同して臨床研修を行うもの。

1,000病院程度



## ○協力型臨床研修病院

基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う病院

1,500病院程度



## ○臨床研修協力施設

臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設(例えば、へき地・離島診療所、中小病院・診療所、保健所、介護老人保健施設等)

## ①基幹型臨床研修病院が単独実施(24月)



基幹型臨床研修病院のみで2年間の臨床研修を行う。

重点番号8: 基幹型臨床研修病院の指定基準の見直し(厚生労働省)

42

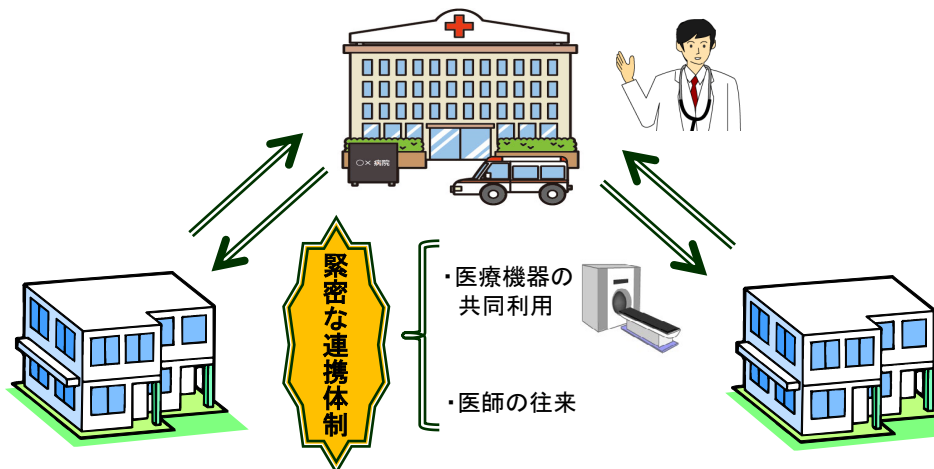
※ 共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院を臨床研修病院群という。臨床研修協力施設も含む。

## ②-1 基幹型臨床研修病院を主とした病院群(協力型臨床研修病院で最大12月)



基幹型臨床研修病院のみでは研修を行えない科目等を協力型臨床研修病院、協力施設と連携して臨床研修を行う。

## ②-2 基幹型臨床研修病院を主とした病院群(協力型臨床研修病院で最大15月)



地域性を持った協力型臨床研修病院の特性を活かし、最大15ヶ月程度、協力型臨床研修病院にて臨床研修を行う。